

資料②

日薬業発第75号
令和3年6月8日

都道府県薬剤師会会长 殿

日本薬剤師会
会長 山本信夫
(会長印省略)

「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について」を踏まえた協力について（依頼）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種（以下、「ワクチン接種」）体制の構築については、令和3年5月20日付け日薬業発第50号ほかにて、各市町村の接種体制構築への積極的な協力につきお願いし、地域の実情に応じた取組を進めていただいておりますこと、改めて御礼申し上げます。

今般、ワクチン接種体制の構築に関して医師や看護師の不足感が指摘されていることを受け、ワクチン接種を更に迅速かつ円滑に進める体制を検討するため、厚生労働省に設置された「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等に関する検討会」（以下、「検討会」）の議論を踏まえ、厚生労働省医政局長、同健康局長及び同医薬・生活衛生局長より、別添のとおり、接種体制の構築に向けた協力依頼がありました。

5月31日に開催された検討会では、ワクチン接種にかかる一連の業務を様々な職種で役割分担することにより効果的・効率的な接種体制を構築することが重要との観点から、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士について、各職種の専門性を踏まえ、効果的・効率的な役割分担の在り方や、ワクチン接種（注射）を行う場合に違法性が阻却され得るか否かを含めた検討が行われました。

本会としては、国民に速やかにワクチン接種を実施する体制を確保するためには、ワクチン接種にかかる一連の業務に対し、各医療職種がその専門性を発揮して各業務に真摯に取り組み、接種体制構築のスピードを上げることが最優先であることから、薬剤師としての薬学的知見及び業務の専門性と経験を活かし、最大限の協力を行うべきと考えております。

検討会においては、各医療関係職種が通常担っている業務を踏まえて、現行法上も実施可能な業務において各医療関係職種のさらなる協力を推進する方針が確認され、その結果、「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等についての考え方」が通知としてとりまとめ

られました。

同通知では、薬剤師に期待される役割として、改めて、▼予診のサポート（問診、予診票の確認（記入の補助を含む）、薬剤服用（使用）歴の確認や副反応等に関する事前の説明）、▼ワクチンの希釈及びシリンジへの充填、▼接種後の状態観察、が明示され、平時から薬剤師が行っている服薬指導等の患者対応の経験・知識を活かし、予診のサポートを行うことについて特に重点的に記載されております。

各都道府県薬剤師会、地域薬剤師会におかれましては、現時点においてもワクチンの調製や充填といった業務を中心に多大なる協力をいただいていることと存じますが、改めて、予診のサポート等の業務についても、薬剤師の専門性を活かし、より積極的な協力をいただけますよう、ご高配の程お願い申し上げます。

なお、薬剤師、診療放射線技師及び臨床工学技士によるワクチン接種（注射）の実施については、今後の接種の進捗状況を見つつ、必要に応じて検討することとされております（参考：検討会資料2、p3）。本会としては、薬剤師に対してワクチン接種の打ち手として要請がある状況にも即応できるよう、医療チームの一員として立ち向かう覚悟をもって、他国や他職種の研修の情報収集など、必要な研修等の検討を進めていることを申し添えます。

＜別添＞

- ・「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について」を踏まえた協力について（依頼）
(令和3年6月4日. 医政発0604第32号、健発0604第18号、薬生発0604第7号)

＜参考＞

- ・新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等に関する検討会（令和3年5月31日開催）資料

<別添>

医政発 0604 第 32 号
健発 0604 第 18 号
薬生発 0604 第 7 号
令和 3 年 6 月 4 日

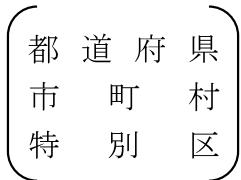
公益社団法人 日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省健康局長
厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について」を踏まえた協力について（依頼）

平素より予防接種行政の推進に御協力いただき感謝申し上げます。本日、別添のとおり、「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について」（医政発 0604 第 31 号・健発 0604 第 17 号・薬生発 0604 第 6 号令和 3 年 6 月 4 日付け厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長通知）を発出いたしましたので、貴会におかれでは、当該通知も踏まえ、各地域の実状に合った接種体制の構築に向け御協力いただけるよう御配慮方よろしくお願い申し上げます。

医政発 0604 第 31 号
健発 0604 第 17 号
薬生発 0604 第 6 号
令和 3 年 6 月 4 日

各  衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局長
厚生労働省健康局長
厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための 各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について

新型コロナウイルス感染症のワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種を更に迅速かつ円滑に進める観点から、ワクチン接種体制における各医療関係職種の専門性を踏まえた効果的かつ効率的な役割分担の在り方として、ワクチン接種に関して、各医療関係職種に当面、期待される役割を次のとおり整理したので、各自治体においては、本通知も参考に、地域の実情に応じて、各医療関係職種の協力も得ながら、ワクチン接種体制の構築に取り組んでいただくようお願いする。

- (1) 薬剤師：予診のサポート（問診、予診票の確認（記入の補助を含む）、薬剤服用（使用）歴の確認や副反応等に関する事前の説明）、ワクチンの希釀及びシリジへの充填、接種後の状態観察
- (2) 診療放射線技師：接種後の状態観察
- (3) 臨床検査技師：接種（ワクチン接種のための筋肉内注射）
- (4) 臨床工学技士：ワクチンの希釀及びシリジへの充填、接種後の状態観察
- (5) 救急救命士：接種（ワクチン接種のための筋肉内注射）、接種後の状態観察

※ 詳細な考え方については、別紙を参照すること。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性 を踏まえた対応の在り方等についての考え方

第一 ワクチン接種に関して各医療関係職種に当面、期待される役割について

ワクチンの集団接種を実施するためには、予診、ワクチンの希釀及びシリンジへの充填、接種、接種後の状態観察といった業務について、それぞれ担当する者を配置する必要がある。

安全性を確保しつつ、効果的かつ効率的にワクチンの集団接種の体制を構築するための方策の一つとして、こうしたワクチン接種に関連する一連の業務について、様々な医療関係職種の協力を得て、それぞれの専門性を踏まえた役割分担を行うことにより、接種体制全体の効率化を図ることが考えられる。

具体的には、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士について、普段担っているワクチン接種に関連のある業務を踏まえ、ワクチン接種に関して、当面、期待される役割を次のとおり整理したので、各自治体においては、地域の関係者とも協議の上で、地域の実情に応じて、これら医療関係職種の協力も得ながら、安全性を確保しつつ、効果的かつ効率的なワクチン接種体制の構築に取り組むこと。

(1) 薬剤師

薬剤師については、平時より服薬指導等の場面において患者とコミュニケーションを取りながら健康状態や薬剤服用（使用）歴、副作用の有無等の確認を行っていることから、こうした経験・知識を活かすことができる業務として、問診、予診票の確認（記入の補助を含む）、薬剤服用（使用）歴の確認や副反応等に関する事前の説明といった予診の協力を得ることが考えられる。これにより、医師が行う予診の効率的な実施につながり、集団接種会場の接種能力を高めることに資すると期待される。

さらに、処方箋に基づく調剤や投薬後のフォローアップ（副作用等の確認や一次対応等）も平時より行っていることから、こうした経験・知識を活かすことができる業務として、ワクチンの希釀及びシリンジへの充填や接種後の状態観察への協力を得ることが考えられる。

なお、薬剤師は、診療所における個別接種においても同様の協力を正在进行しているところである。

(2) 診療放射線技師

診療放射線技師については、CT検査やMRI検査の際に造影剤によるアナフィラキシーショック等への初期対応を行っていることから、こうした経験・知識を活かすことができる業務として、接種後の状態観察への協力を得ることが考えられる。

(3) 臨床検査技師

臨床検査技師については、外来、健診等における血液検査のための静脈からの採血を行っていることから、こうした経験・知識を活かすことができる業務として、ワクチン接種のための筋肉内注射への協力を得ることが考えられる。（ワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師による実施の可否についての法的な整理については第二のとおりであり、協力に応じる臨床検査技師はワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修を受けていることが必要。）

(4) 臨床工学技士

臨床工学技士については、生命維持管理装置の操作による薬剤の注入とその際の薬剤の準備や、血液浄化における薬剤等によるアナフィラキシーショック等への初期対応を行っていることから、こうした経験・知識を活かすことができる業務として、ワクチンの希釈及びシリンジへの充填や接種後の状態観察への協力を得ることが考えられる。

(5) 救急救命士

救急救命士については、救急救命処置として、乳酸リングル液を用いた静脈路確保と輸液、エピネフリン等の薬剤の投与を行っていることから、こうした経験・知識を活かすことができる業務として、ワクチン接種のための筋肉内注射への協力を得ることが考えられる。（ワクチン接種のための筋肉内注射の救急救命士による実施の可否についての法的な整理については第二のとおりであり、協力に応じる救急救命士はワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修を受けていることが必要。）

また、救急救命士については、薬剤の投与による副反応に限らず、救急救命処置として、全身状態の観察や気道確保、増悪するショック患者への静脈路確保と輸液を行っていることから、こうした経験・知識を活かすことができる業務として、接種後の状態観察への協力を得ることが考えられる。

第二 臨床検査技師・救急救命士によるワクチン接種のための筋肉内注射の実施について

1. 臨床検査技師・救急救命士によるワクチン接種のための筋肉内注射の実施に係る法的整理について

ワクチン接種のための筋肉内注射については、医行為に該当し、また、臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）や救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）により臨床検査技師や救急救命士が実施可能な診療の補助の範囲にも含まれていないことから、医師等の資格を有さない臨床検査技師や救急救命士が反復継続する意思をもって行えば、基本的には、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 17 条に違反する。

一方で、臨床検査技師については、その養成課程において、静脈からの採血に関する基本的な教育を受けており、また、実際に当該業務を行っていることを踏まえれば、ワ

ワクチン接種のための筋肉内注射の手技に関する一定の技術的基盤を有していると考えられる。また、救急救命士についても、その養成課程において、救急救命処置として、乳酸リングル液を用いた静脈路確保と輸液、エピネフリン等の薬剤の投与等に関する基本的な教育を受けており、また、実際に当該業務を行っていることを踏まえれば、ワクチン接種のための筋肉内注射の手技に関する一定の技術的基盤を有していると考えられる。

これらを踏まえれば、違法性阻却の可否は個別具体的に判断されるものであるが、少なくとも以下の条件の下でワクチン接種のための筋肉内注射を臨床検査技師や救急救命士が行うことは、公衆衛生上の観点からやむを得ないものとして、歯科医師がワクチン接種のための筋肉内注射を実施する場合と同様に、医師法第17条との関係では違法性が阻却され得るものと考えられる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、住民の生命や健康を守るために迅速にワクチン接種を進める必要がある中で、必要な医師や看護師等の確保ができないために、臨床検査技師・救急救命士の協力なしには特設会場（地域住民を対象にワクチン接種を行う病院を含む。以下同じ。）でのワクチン接種が実施できない状況であること。
- (2) 協力に応じる臨床検査技師・救急救命士がワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修を受けていること。
- (3) 臨床検査技師・救急救命士によるワクチン接種のための筋肉内注射の実施について被接種者の同意を得ること。

上記（1）については、予防接種の実施主体である自治体の長が、医師や看護師等の確保に取り組んだ上で、それでも必要な医師や看護師等の確保が困難と判断し、地域の医師会等の関係者とも合意の上で、地域の関係者に協力を要請する必要があること。

臨床検査技師・救急救命士がワクチン接種を行うのは、集団接種のための特設会場に限り、臨床検査技師・救急救命士がワクチン接種のための筋肉内注射を行うに当たっては、特設会場にいる医師の適切な関与の下で行う必要があること。また、予診やアナフィラキシーショック等の症状が発生した場合の対応については、特設会場にいる医師が行うこと。

上記（3）の同意を取得するには、被接種者がワクチン接種のための筋肉内注射をされる際に、臨床検査技師・救急救命士が実施していることを認識していることが重要であり、これが満たされたのであれば、同意の取得方法として、書面による同意、口頭での説明による同意、臨床検査技師・救急救命士もワクチン接種のための筋肉内注射を実施していることを会場に掲示した上で臨床検査技師・救急救命士がワクチン接種のための筋肉内注射を実施していることを明確に被接種者に伝えることによる同意等、いずれの方法でも差し支えないこと。

なお、本通知に記載した救急救命士に係る法的整理については、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための一部を改正する法律（令和3年法律第4□号）による救急救命士法の改正を受けて行われた整理ではないこと。

2. 研修について

上記（2）の研修については、厚生労働省において、関係団体と連携して、教材の作成や実技を含む研修実施体制について具体的な検討を進めているところであり、追ってお示しすることとしている。

なお、研修については、ワクチン接種への協力を希望する者が、その意思に基づいて受講するものであること。

第三 その他

効果的かつ効率的なワクチン接種体制の構築に当たっては、予防接種全体を円滑に進めるという観点から、事前に、どの業務にどの医療関係職種を何名配置するかを検討し、シミュレーションをした上で、集団接種を開始するとともに、集団接種の開始後も、業務全体を点検し、どの業務に時間がかかっているのか等を検証した上で、必要な改善に努めることにより、集団接種会場の接種能力全体を高めていくという視点が重要であることにも留意し、体制の構築に取り組むこと。

（参考）

- ・新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等に関する検討会（令和3年□月31日開催）資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-ja/273700010.html>

公開

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等に関する検討会

議事次第

令和3年5月31日(月)
18時00分～20時00分
オンライン開催
(厚生労働省専用第21会議室)

○ 開 会

○ 議 事

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について

○ 閉 会

資 料

資料1 新型コロナワクチン接種に係る人材確保の現状について

資料2 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について

参考資料

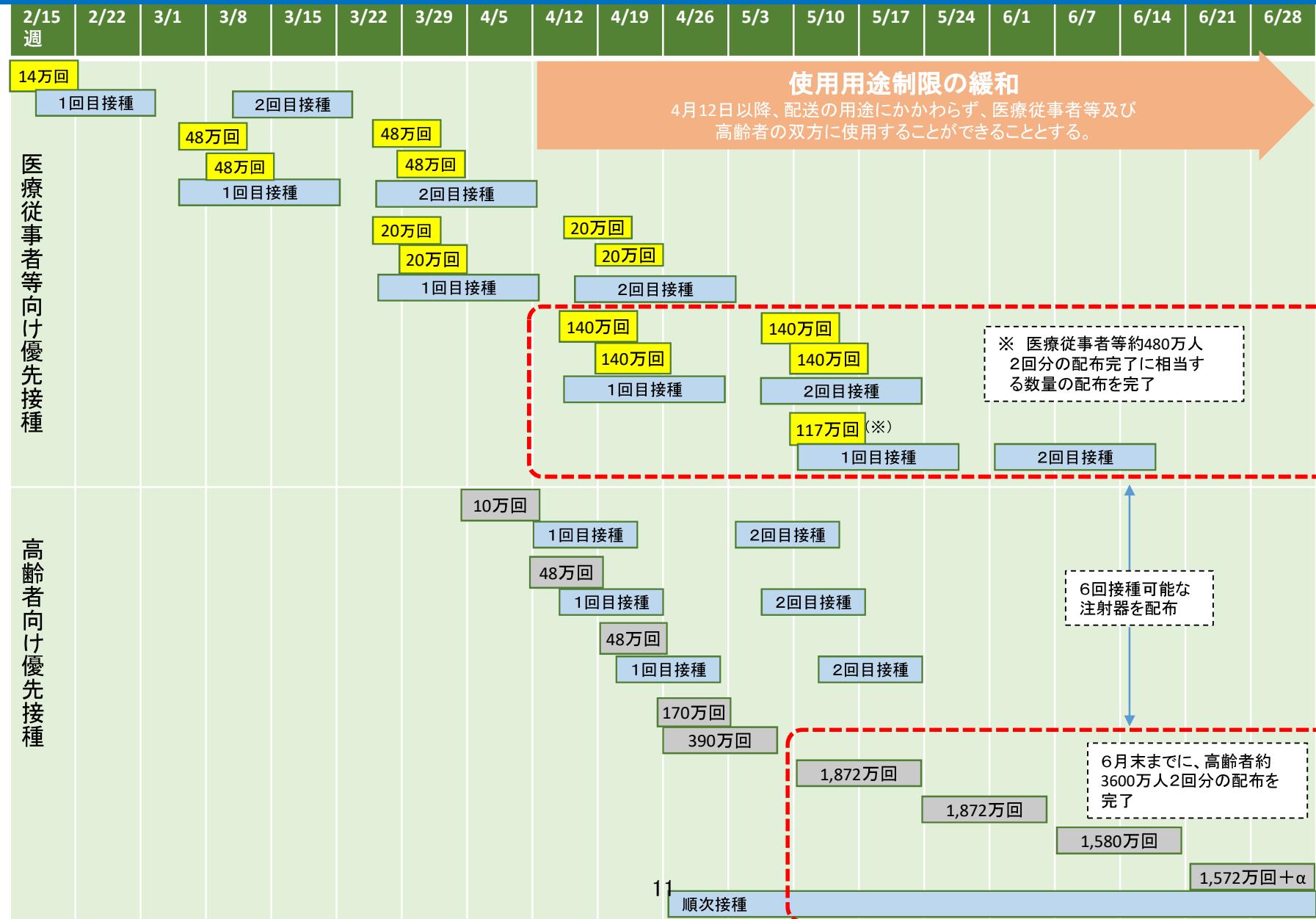
参考資料1 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等に関する検討会開催要綱

参考資料2 ワクチン接種に係る看護職確保（日本看護協会提出資料）

新型コロナワクチン接種に係る 人材確保の現状について

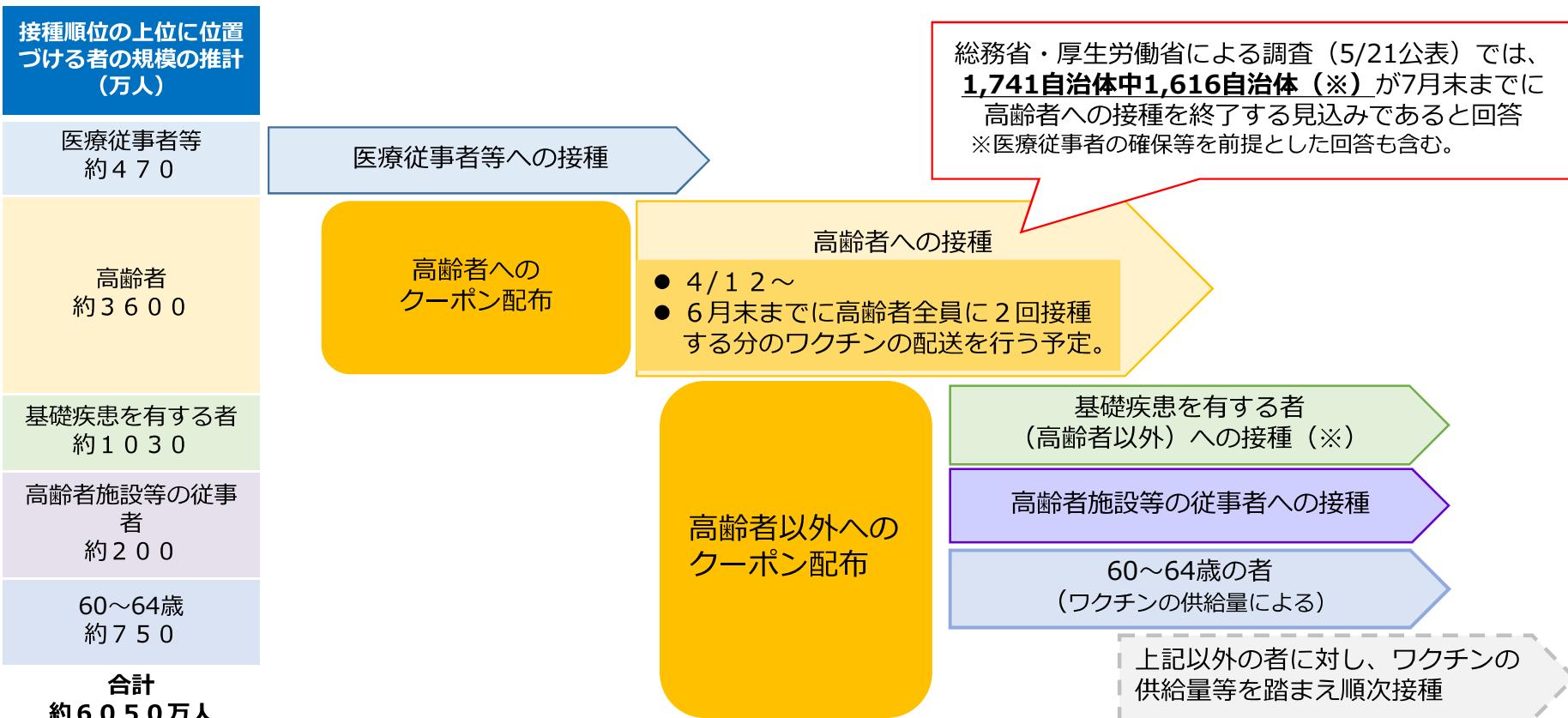
ファイザー社ワクチンの配送スケジュール

令和3年5月21日時点



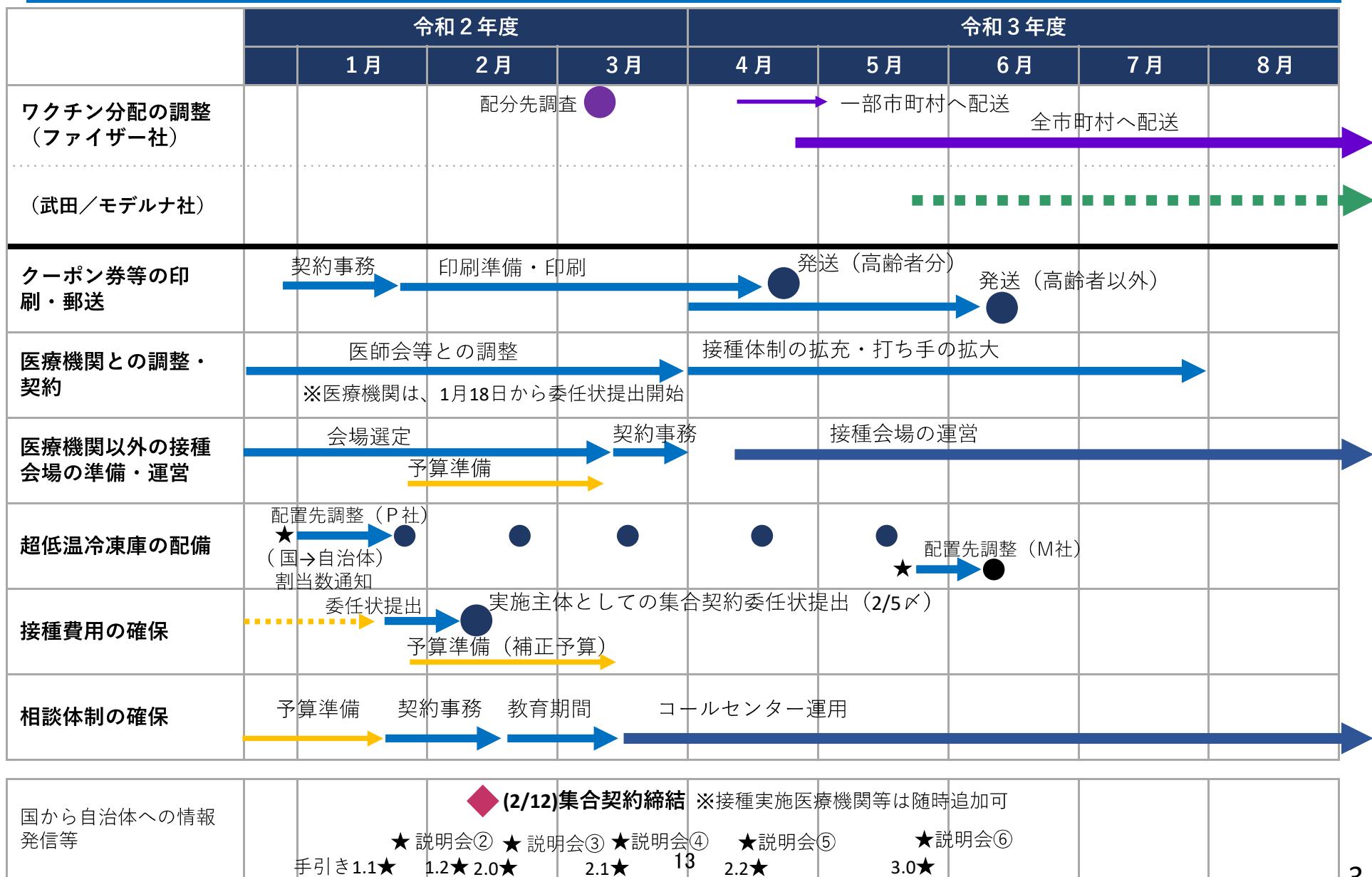
新型コロナワクチンの接種順位、対象者の規模（想定）及び接種スケジュール

- これまでの議論を踏まえると、接種順位、対象者の範囲・規模について、現時点では次のように想定される。
- 事業の実施期間は令和3年2月17日～令和4年2月28日まで。
- 事業の実施主体である市町村は、上記の期間中に、管内に居住する16歳以上の者に対し、2回打ちのワクチンであれば2度の接種を行う必要がある（日本全国では約1.1億人に対して2度の接種を行う必要がある）。



（※）慢性の呼吸器の病気、慢性の心臓病（高血圧を含む。）、慢性の腎臓病等で通院／入院している方、又は基準（BMI30以上）を満たす肥満の方。

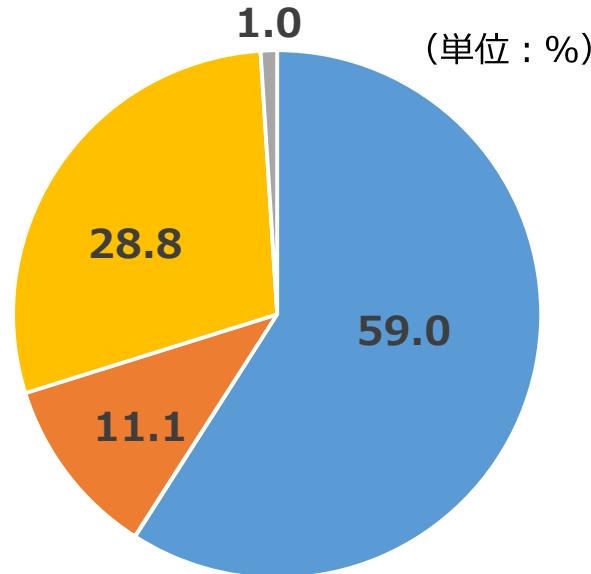
体制確保に係る市町村準備スケジュール（イメージ）



自治体の接種体制と接種会場数

- 集団接種と個別接種を組み合わせた形で接種体制の構築を進める自治体が多い。
- 接種会場数は4月現在、全国で44,989か所。

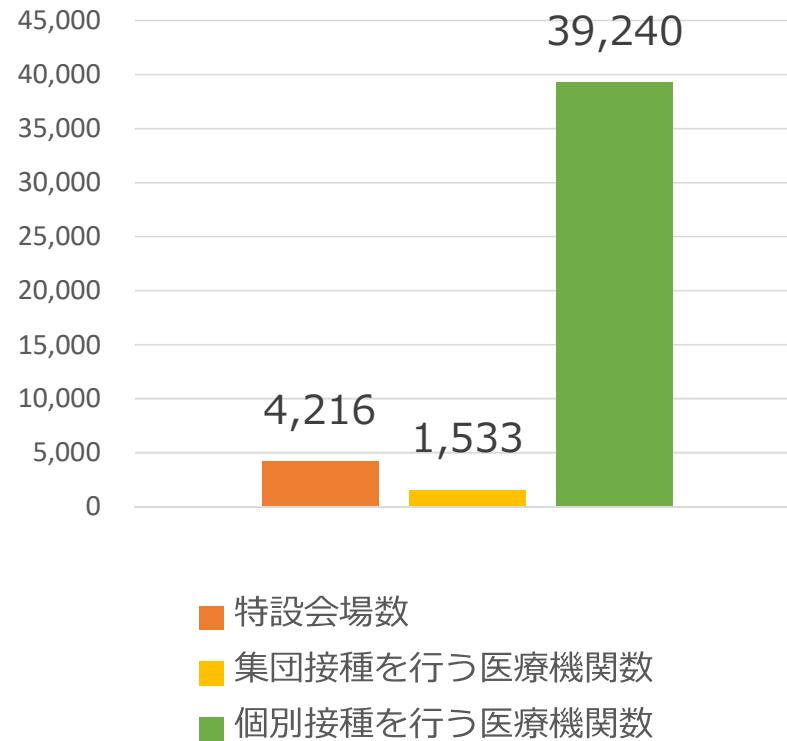
接種体制別の自治体の割合



■ 個別接種と集団接種
■ 集団接種のみ

■ 個別接種のみ
■ 無回答

接種会場数



(※1) 厚生労働省予防接種室が全市町村（1741市町村）に対し、4月時点での接種会場の整備状況を聞いたもの。

(※2) 接種体制の「集団接種」は、特設会場のほか、医療機関での集団接種を含む。

集団接種会場のイメージ

必要な準備

- 会場の確保 ※医療機関でない場所を接種会場として用いる場合は、診療所開設の届出等が必要
- 運営方法の検討：直営／委託、予約受付方法等
- 従事者の確保
- V-SYSにワクチン等の配送先を登録
- 必要物品の確保・保管

当日の流れ

① 受付

検温、身分証明書の確認、予診票記載の案内

② 予診票確認

予診票の記載漏れ等のチェック、（2回目接種の場合）接種間隔や1回目に接種したワクチンの種別の確認

③ 予診

体調や持病を確認する等必要な診察を接種前に行い、予防接種を受けることが適当でない者等に該当するか否かの確認

④ 接種

薬液を充填する者も別に配置が必要

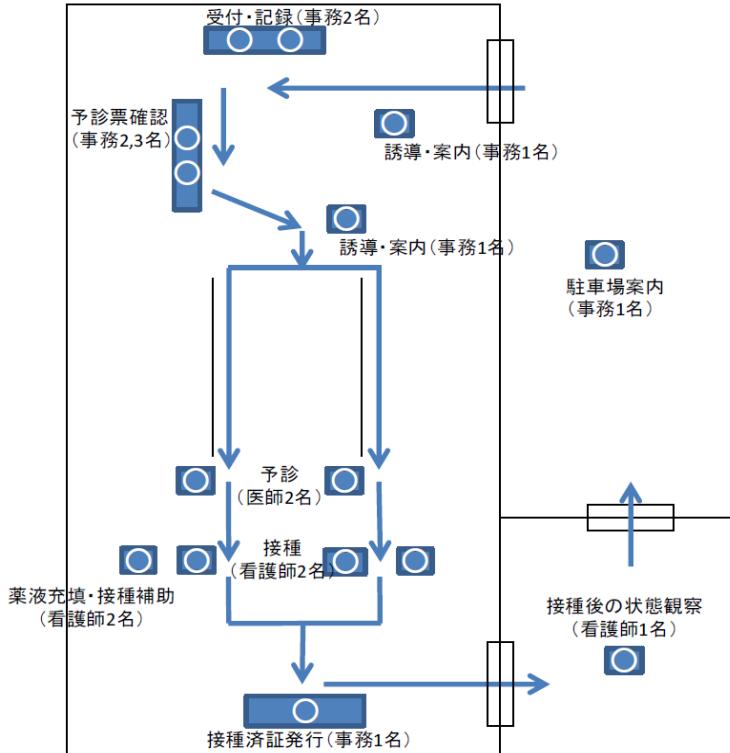
⑤ 接種済証の交付

接種済証に接種したワクチンごとのシールを貼り、接種日等を記載

⑥ 接種後の状態観察

15分以上（アナフィラキシーなどの重いアレルギー反応を起こしたことがある方等は30分）経過観察を行う

会場設営のイメージ



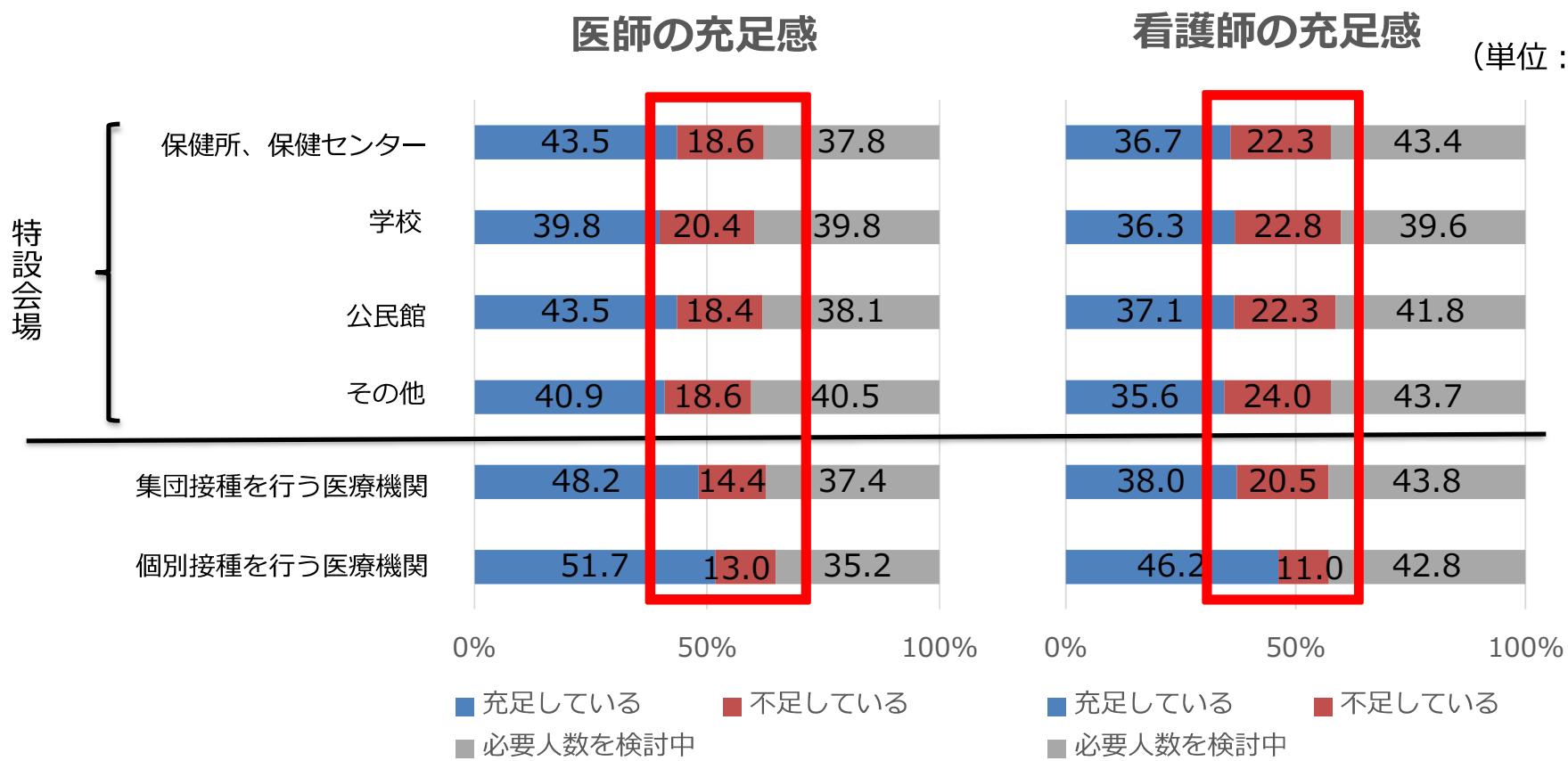
自治体における医師・看護師の確保状況

- 厚生労働省予防接種室による自治体アンケート（4月時点の状況を調査）によると、医師については98.1%、看護師については96.6%の自治体が、1人以上人員を確保できていると回答している。
- 特設会場については、医師・看護師のいずれも、約2割程度の自治体が人員が不足していると回答している。個別接種を行う医療機関の場合、医師について不足している回答した自治体は13.0%、看護師は11.0%であり、医療従事者の不足感は特に特設会場で強い。

医師の充足感

看護師の充足感

(単位：%)



*厚生労働省予防接種室が全市町村（1741市町村）に対し、4月時点での状況を聞いたもの。

ワクチン接種に係る人材確保に関するこれまでの取組

医療従事者の確保に資する支援

(1) 地区医師会との更なる調整に関する支援

- ① 総理から日医会長・日看協会長への協力依頼（3.4.30）。総理から日歯会長への協力依頼（3.5.18）
- ② 総務大臣・厚労大臣から自治体へ、日本医師会から地区医師会へ、要請文の発出（3.5.18）
- ③ ①②の国庫補助金を活用し、自治体の判断で協力金を支給することが可能。

(2) 医療従事者の確保に関する支援

(ア) 主として問診等を行う医師の確保に関するもの

- ① 臨床研修を受けている医師の活用に関する通知を発出（3.5.13）
- ② 医師・看護師等の兼業許可や届出等に関する柔軟な取扱いについて通知を発出（3.5.18。公立病院についても同日付で通知）

(イ) 主として接種を行う医療従事者等の確保に関するもの

- ① 看護師・准看護師の労働者派遣の拡大（3.4.23）
- ② 歯科医師の接種業務での活用（3.4.26）
- ③ 潜在看護師の活用に関し、一時的な収入増により扶養から外れないことを周知（3.2.12）
- ④ 臨床研修を受けている医師の活用に関する通知を発出（3.5.13）（再掲）
- ⑤ 医師・看護師等の兼業許可や届出等に関する柔軟な取扱いについて通知を発出（再掲）
- ⑥ 看護系大学、看護師等養成所等に対する協力依頼の通知を発出（3.5.17）
- ⑦ 潜在看護職が7月末までに新たに接種業務に従事した場合に就業準備金3万円を支給（3.5.21）

(ウ) 病院団体、公立・公的病院等への協力要請など

- ① 企業立病院・健康保険組合立病院への医療従事者の派遣等の協力要請（3.5.10～）
- ② 国公私立大学病院に対する協力依頼の通知を発出（3.5.14）
- ③ 日本医師会及び各病院団体、公立・公的病院に対する協力依頼の通知を発出（3.5.20）
- ④ 介護老人保健施設等について、接種会場等において医師が協力する場合の人員配置基準上の取扱いに係る事務連絡を発出（3.5.7）
- ⑤ 民間の職業紹介事業者等の紹介
- ⑥ Jリーグがワクチン接種への協力を発表（3.5.14）
- ⑦ 都道府県に、上記の様々な協力主体を活用する等により、市町村のワクチン支援を行う窓口の設置を要請。国は、都道府県と連携しつつ、個別の協力主体にも働きかけを行う。

(3) 効率的な接種体制の構築

- ① ワクチン接種においてオンライン診療を活用する場合の考え方や、予診の手続きの留意点について通知（3.5.25）
- ② 何らかの病気で診療を受けている被接種者の予診時の取扱いを明確化し、かかりつけ医に確認せずに接種した場合でも、予診医が接種可能とした場合は接種可能であること等について通知（3.5.25）

ワクチン接種に係る新たな支援策について

- これまで講じていた接種費用(2,070円)への時間外・休日加算相当分の上乗せ、時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣に対する財政的支援に加え、今般、診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取り組みにより、接種回数の増加を図るために、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、個別接種促進のための新たな財政支援を行う。(①～③)

【ワクチン接種対策費負担金】 (接種の費用)

予算額:4,319億円(令和2年度三次補正)



<概要>

- ・単価:2,070円／回
- ・時間外・休日の接種に対する加算
(時間外: +730円、休日: +2,130円)

【ワクチン接種体制確保事業】 (自治体における実施体制の費用)

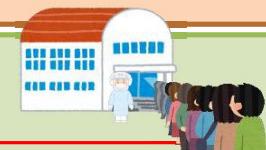
予算額:3,439億円(令和2年度三次補正等)



<概要>

- 接種の実施体制の確保に必要な経費
- 集団接種など通常の予防接種での対応を超える経費 等

【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金】



個別接種促進のための追加支援策(①～③)

個別接種

①「診療所」における接種回数の底上げ

- ・週100回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合 ⇒ +2,000円／回
- ・週150回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合 ⇒ +3,000円／回

②接種施設数の増加(診療所・病院共通)

医療機関が50回以上／日のまとめた規模の接種を行った場合は、10万円／日(定額)を交付。(①とは重複しない)

集団接種

都道府県が実施する大規模接種会場の設置等に必要となる費用を補助

<概要>

- 都道府県がワクチン接種を実施するために設置する大規模接種会場に係る設備整備等の支援を実施
(使用料及び賃借料、備品購入費等)

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

<概要>

- 時間外・休日の医療機関の集団接種会場への医師・看護師等の派遣について、派遣元への財政的支援を実施

- ・医師 1人1時間当たり 7,550円
- ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円

※地域の実情に応じて都道府県知事が必要と認める地域への派遣を対象

同様の接扱い

③「病院」における接種体制の強化

特別な体制を組んで、50回以上／日の接種を週1日以上7月末までに4週間以上行う場合に、上記の医療従事者派遣事業と同様の仕組みを活用し、②に加えて追加交付

歯科医師の協力も含めたワクチン接種に係る人材確保のイメージ

①看護師確保のための取組の実施

<1 ナースセンターによる潜在看護師等のワクチン業務への積極的なマッチング>

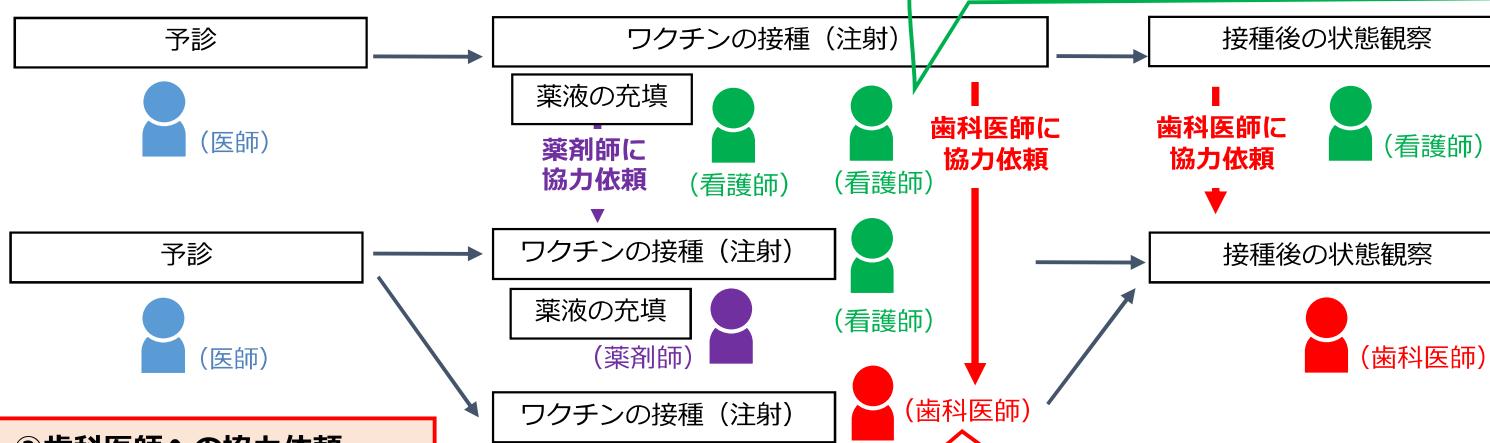
- 各都道府県ナースセンターにおいて、就職希望を登録している潜在看護師等を活用し、各自治体における接種会場の看護師等の求人ニーズについて積極的にマッチング支援を実施。

<2. ワクチン業務への看護師等の労働者派遣を可能とするための特例措置の実施>

- 本年4月1日よりへき地において解禁した看護師等の労働者派遣について、全国知事会などからの要望を踏まえ、ワクチン接種会場に限った時限的な特例として、へき地以外の接種会場でも労働者派遣の活用を可能とするよう措置。

<3. 総務省と連携した地方自治体における効率的な看護職員の募集・求人のサポート>

- 保健所において看護職員の募集・求人を行うのが事務的に負担であるとの声があることを踏まえ、総務省と連携し、ワクチン接種に関する募集・求人についても本庁で一括して行うことが効率的である旨、地方自治体に対し周知済。



②歯科医師への協力依頼

■ 以下の条件を満たす場合、歯科医師にワクチン接種のための注射に協力いただくことも可能。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、住民の生命・健康を守るために迅速にワクチン接種を進める必要がある中で、必要な医師・看護師等の確保ができないために、歯科医師の協力なしには特設会場での集団接種が実施できない状況であること。
- (2) 協力に応じる歯科医師が筋肉内注射の経験を有している又は新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修を受けていること
- (3) 歯科医師による接種について被接種者の同意を得ること

1. 概要

- ワクチン接種人材が不足している自治体において、必要な人材（医師、看護師、事務職員等）の募集情報を、ウェブ申請フォームを通じて登録することで、当該情報を「医療のお仕事 Key-Net」のウェブサイト上で公開し、求職者からの応募を受付
- ワクチン接種人材のうち、医師の確保に関しては、両者の情報を元に、一般社団法人国際事業総合研究所においてマッチングを実施。
- 同研究所においては、医師向けに「新型コロナワクチン接種医師募集サイト Save the town」（<https://covid19-vaccine-md.jp/>）による広報を実施。

2. 応募医師数

上記サイトから応募した医師数 3783人（5/27時点）

3. 募集自治体

求人を登録している自治体 23自治体

うち4自治体でそれぞれ医師1名とマッチング成立（5/27時点）

4. 募集業務内容

予診、副反応観察、接種等

※ 予診に先立って行う予診票確認については、医師のみならず、看護師や事務職員等も担当することができます。看護師や事務職員等が、できる限り予診票の確認を行っていただくことにより、効率的かつ効果的な問診となるようお願いいたします。予診に関する留意事項の詳細については、3月31日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における問診等の予診に関する留意事項について」をご確認ください。

歯科医師によるワクチン接種の実施に係る違法性の阻却について

- 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、医業の範疇であり、医師法上、そのための注射を歯科医師が行うことはできない。
- 一方で、歯科医師は、筋肉内注射に関する基本的な教育を受けていることから、筋肉内注射という行為のみに着目すれば、歯科医師も技術的には一定の安全性を持って実施することが可能と考えられる。
- 違法性阻却の可否は個別具体的に判断されるものであるが、必要な医師や看護師等が確保できない場合においては、少なくとも下記（1）～（3）の条件下歯科医師はワクチン接種のための筋肉内注射を行うことは、公衆衛生上の観点からやむを得ないものとして、違法性が阻却されると考えられる。

違法性が阻却されると考えられる条件

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、住民の生命・健康を守るために迅速にワクチン接種を進める必要がある中で、必要な医師・看護師等の確保ができないために、歯科医師の協力なしには特設会場での集団接種が実施できない状況であること。
※ 上記については、予防接種の実施主体である自治体の長が、看護師等の確保に取り組んだ上で、それでも必要な看護師等の確保が困難と判断し、地域医師会等の関係者とも合意の上で、地域歯科医師会に協力を要請する。
- (2) 協力に応じる歯科医師が筋肉内注射の経験を有している又は新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修を受けていること
- (3) 歯科医師による接種について被接種者の同意を得ること

歯科医師によるワクチン接種の実施に係る筋肉内注射の研修について

- ワクチン接種を行う歯科医師は、研修（講義）の受講が必要である。
- 公益社団法人日本歯科医師会のeラーニング受講により、受講修了証が発行される。また、研修動画は、以下の公開場所にも掲載している。
- 筋肉内注射の経験がない歯科医師については、別途実技研修が必要であることから、各地域で調整をお願いする。

研修動画公開場所

① 新型コロナウイルス感染症にかかるワクチンに関する基礎知識（副反応に関する内容も含む。）

「新型コロナワクチン 今わかっていること まだわかっていないこと」

(日本プライマリ・ケア連合学会 守屋 章成 (製作:日本プライマリ・ケア連合学会)

<https://www.youtube.com/watch?v=7oasRUANUrY>

② 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に必要な解剖学の基礎知識

「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に必要な解剖学の基礎知識」

(日本歯科大学 砂田 勝久(監修:日本歯科医学会))

<https://www.youtube.com/watch?v=LNOOglMh2jk>

③ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の実際（接種時の注意点を含む）

「医療従事者のための新型コロナウイルスワクチンを安全に接種するための注意とポイント」

(制作・監修:厚生労働行政推進調査事業費補助金“新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業「ワクチンの有効性・安全性と効果の適用に関する疫学研究」))

<https://www.youtube.com/watch?v=rcEMi2OtCY>

(参考) 接種部位の目安を「肩峰下の前後腋窩線を結ぶ線の高さ」とする方法

「新型コロナワクチン より安全な新しい筋注の方法 2021年3月版」

(制作・監修:日本プライマリ・ケア連合学会 予防医療・健康増進委員会ワクチンチーム)

<https://www.youtube.com/watch?v=tA96CA6fJv8>

④ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンのアナフィラキシーとその対応 等

「新型コロナワクチン接種時のアナフィラキシーへの対応【医療者向け】」

(公益社団法人日本医師会 今村 聰 (制作:公益社団法人日本医師会))

<https://www.youtube.com/watch?v=lHNVTpdYEas>

ワクチン接種を更に円滑かつ迅速に進めるための課題

- これまで様々な取組を進めてきたが、依然としてワクチン接種体制の構築に関して、予診医や看護師の不足感が指摘されている。このため、ワクチン接種を更に迅速かつ円滑に進める上では、
 - ・ 予診を担う医師の確保のみならず、医師が行う予診の効率的実施（予診のサポートの充実）
 - ・ 幅広い業務を担うことのできる看護師の確保と合わせて、ワクチンの調製・シリンジへの充填作業、接種、接種後の健康観察という一連の業務を様々な職種で役割分担することによる接種体制全体の効率化
- といった課題に安全性を確保しつつ対応する必要があると考えられる。
- こうした課題に対応するためには、医療従事者の確保のみならず、それぞれの業務の特性を踏まえた形で、様々な医療関係職種にもその専門性を発揮しながら、協力いただくことなどにより効果的・効率的な接種体制を構築することが重要と考えられる。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について

■ ワクチン接種に関する業務については、

- **法律上、医師が行う必要があるもの**
→ 予診（医行為（診断）に該当）
- **法律上、医師又は医師の指示の下に看護師等（※1）が行う必要があるもの（※2）**
→ ワクチン接種（注射）（医行為、診療の補助行為に該当）
- **法律上は医師又は看護師等でなくても実施可能であるが、業務の性質上、適切に実施するためには一定の知識や技能が求められるもの（※3）**
→ 予診のサポート、ワクチンの調製・シリンジへの充填作業、接種後の経過観察

があり、ワクチン接種を更に迅速かつ円滑に進めるためには、**それぞれの業務を担う人材の確保と効果的・効率的な役割分担が必要**となる。

※1 保健師、助産師、看護師、准看護師

※2 歯科医師については、一定の条件の下で違法性が阻却され得ると整理

※3 現在、既にワクチン接種の現場において看護師や薬剤師などが実施している。

■ 効果的・効率的なワクチン接種体制の構築を推進するため、**各医療関係職種について、その専門性を踏まえ、効果的・効率的な役割分担の在り方について、ワクチン接種（注射）を行う場合に違法性が阻却され得るか否かも含めて、検討を行う。**

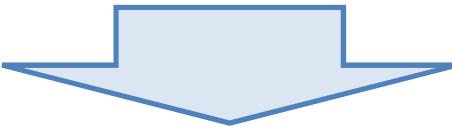
ワクチン接種体制における効果的・効率的な役割分担を考える上で各医療関係職種の業務と専門性

資格名 免許取得者数 (業務従事者数※)	資格制度上の業務 (*は医行為が含まれる行為)	普段担っているワクチン接種に関連のある業務			
		人体への注射・採血	副反応への対応等	臨床現場での薬剤の取扱い	その他ワクチン接種に 関連のある業務
薬剤師 311,289	調剤 服薬指導	(6年制では注射の手技に関する知識は有している)	投薬後のフォローアップ (副作用等の確認や対処方法等)	処方箋に基づく医薬品の調剤	服薬指導等の場面において患者とコミュニケーションを取りながら健康状態や投薬歴、副作用の有無等の確認を実施
診療放射線技師 88,728 (54,213)	放射線の照射* 画像診断装置を用いた検査* 造影剤の投与等*		CT検査やMRI検査における造影剤によるアナフィラキシーショック等への初期対応	造影剤注入装置による造影剤の投与	
臨床検査技師 202,255 (66,866)	検体検査 生理学的検査* 採血* 検体採取*	外来、健診等における血液検査のための静脈からの採血	採血時の針刺しに伴う血管迷走神経反射等への初期対応		
臨床工学技士 45,631 (28,043)	生命維持管理装置の操作* 生命維持管理装置の保守点検	(血液浄化装置のシャントへの接続)	血液浄化における薬剤等によるアナフィラキシーショック等への初期対応	生命維持管理装置の操作による薬剤の注入とその際の薬剤の準備	
救急救命士 64,328 (40,043)	救急救命処置*	救急救命処置として次の処置を実施 • 乳酸リングル液を用いた静脈路確保と輸液 • エピネフリン等の薬剤の投与	薬剤の投与による副反応に限らず、救急救命処置として次の処置を実施 • 全身状態の観察 • 気道確保 • 増悪するショック患者への静脈路確保と輸液	救急救命処置として次の処置を実施 • 乳酸リングル液を用いた静脈路確保と輸液 • エピネフリン等の薬剤の投与	

※ 救急救命士は消防職員数を記載。臨床検査技師、診療放射線技師、²⁶臨床工学技士は病院又は診療所に勤務する者の数を記載

各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の考え方

- 予診の効率的実施（予診のサポートの充実）や、ワクチンの調製・シリンジへの充填作業、接種、接種後の経過観察という一連の業務を様々な職種で役割分担することによる接種体制全体の効率化といった課題への対応について、各医療関係職種が普段担っている業務を踏まえた検討が必要。



- 薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士については、予診のサポートや経過観察等、現行法上も実施可能な業務において専門性を活かして効果的に貢献いただくことが可能と考えられることから、そうした業務について、各医療関係職種に更に協力いただくための取組をすぐにでも進めることとしてはどうか。
- 臨床検査技師、救急救命士については、普段の業務において人体への注射や静脈からの採血を担っていることを踏まえれば、ワクチン接種の実施について、その専門性を活かして効果的に貢献いただくことが可能と考えられることから、まずは、これらの職種について、違法性が阻却され得るかについて検討を行った上で、必要な研修の教材作成や実技を含む研修実施体制の構築について具体的な検討を進めることとしてはどうか。
- 薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士については、今後の接種の進捗状況を見つつ、必要に応じて検討することとしてはどうか。

各医療関係職種の専門性を踏まえ、当面、期待される役割

ワクチン接種に関して当面、期待される役割（案）	
薬剤師	<ul style="list-style-type: none">➤ ワクチンの調製・シリンジへの充填作業➤ 予診のサポートとして、問診や予診票の確認など➤ ワクチン接種後の経過観察
診療放射線技師	<ul style="list-style-type: none">➤ ワクチン接種後の経過観察
臨床検査技師	<ul style="list-style-type: none">➤ ワクチン接種
臨床工学技士	<ul style="list-style-type: none">➤ ワクチンの調製・シリンジへの充填作業➤ ワクチン接種後の経過観察
救急救命士	<ul style="list-style-type: none">➤ ワクチン接種、ワクチン接種後の経過観察

実質的違法性阻却について

1. 基本的な考え方

- ある行為が処罰に値するだけの法益侵害がある（構成要件に該当する）場合に、その行為が正当化されるだけの事情が存在するか否かの判断を実質的に行い、正当化されるときには、違法性が阻却されるという考え方。
- 形式的に法律に定められている違法性阻却事由を超えて、条文の直接の規定がなくとも実質的違法性阻却を認める。
- 具体的には、生じた法益侵害を上回るだけの利益を当該行為が担っているか否かを判別する作業を行う。

2. 違法性阻却の5条件（判例・学説）

- 目的の正当性
：単に行為者の心情・動機を問題にするのではなく、実際に行われる行為が客観的な価値を担っていること
- 手段の相当性
：具体的な事情をもとに、「どの程度の行為まで許容されるか」を検討した結果として、手段が相当であること
- 法益衡量
：特定の行為による法益侵害と、その行為を行うことにより達成されることとなる法益とを比較した結果、相対的に後者の法益の方が重要であること
- 法益侵害の相対的軽微性
：当該行為による法益侵害が相対的に軽微であること
- 必要性・緊急性
：法益侵害の程度に応じた必要性・緊急性が存在すること

3. これまでの違法性阻却の例

- これまで、医師法17条との関係で違法性が阻却され得ると整理された例としては、歯科医師によるワクチン接種の他に、以下のようなものがある。
 - 非医療従事者によるA E Dの使用
 - 科学災害・テロ時における非医療従事者による解毒剤自動注射器の使用
 - 特別養護老人ホームや在宅における介護職員等による喀痰吸引等の実施
 - 新型コロナウイルス感染症に関するP C R検査のため²⁰の鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施

臨床検査技師・救急救命士によるワクチン接種の実施に係る違法性の阻却について（案）

- 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種（注射）については、医行為に該当し、現行法上、そのための注射を臨床検査技師や救急救命士が行うことはできない。
- 一方で、臨床検査技師は、静脈からの採血に関する基本的な教育を受けており、また、実際に当該業務を行っていることを踏まえれば、臨床検査技師もワクチン接種（注射）の手技に関する一定の技術的基盤を有していると考えられる。
- また、救急救命士は、救急救命処置として、乳酸リングル液を用いた静脈路確保と輸液、エピネフリン等の薬剤の投与等に関する基本的な教育を受けており、また、実際に当該業務を行っていることを踏まえれば、救急救命士もワクチン接種（注射）の手技に関する一定の技術的基盤を有していると考えられる。
- 違法性阻却の可否は個別具体的に判断されるものであるが、上記を前提に、違法性阻却の考え方を踏まえると、下記（1）～（3）の条件の下であれば、臨床検査技師や救急救命士によるワクチン接種のための注射について、違法性が阻却されると整理してはどうか。

（1） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、住民の生命・健康を守るために迅速にワクチン接種を進める必要がある中で、必要な医師・看護師等の確保ができないために、臨床検査技士・救急救命士によるワクチン接種のための協力なしには特設会場での集団接種が実施できない状況であること。

※ 上記については、予防接種の実施主体である自治体の長が、看護師等の確保に取り組んだ上で、それでも必要な看護師等の確保が困難と判断し、地域医師会等の関係者とも合意の上で、関係者に協力を要請する。

※ 臨床検査技師・救急救命士がワクチン接種を行うのは、集団接種のための特設会場（地域住民を対象にワクチン接種を行う病院を含む。）に限る。（予診やアナフィラキシー等の症状が発生した場合の対応は、特設会場にいる医師が行う。）

（2） 協力に応じる臨床検査技師・救急救命士が新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修を受けていること

※ 研修については、必要な研修の教材作成や実技を含む研修実施体制の構築について具体的な検討が必要。

（3） 臨床検査技師・救急救命士による接種について被接種者の同意を得ること

※違法性阻却の5条件との関係

① 目的の正当性

⇒ 集団接種のための特設会場において、必要な看護師等が確保できない場合に臨床検査技師・救急救命士がワクチン接種を行うのは、住民の生命・健康を守るために迅速にワクチン接種を進めるためであり、客観的な価値を担っているものといえるのではないか。

② 手段の相当性

⇒ 臨床検査技師・救急救命士はワクチン接種（注射）の手技に関する一定の技術的基盤を有していることを踏まえれば、必要な研修を受けた臨床検査技師・救急救命士が、医師の医学的管理の下で、被接種者の同意を得た上でワクチン接種を行うことは、手段として相当といえるのではないか。

③ 法益衡量

⇒ 臨床検査技師・救急救命士の協力により希望者に対してワクチン接種を迅速に進めることができるという利益は小さくないものであり、④のとおり相対的に軽微と考えられる法益侵害と比較すると、利益の方が法益侵害よりも大きいといえるのではないか。

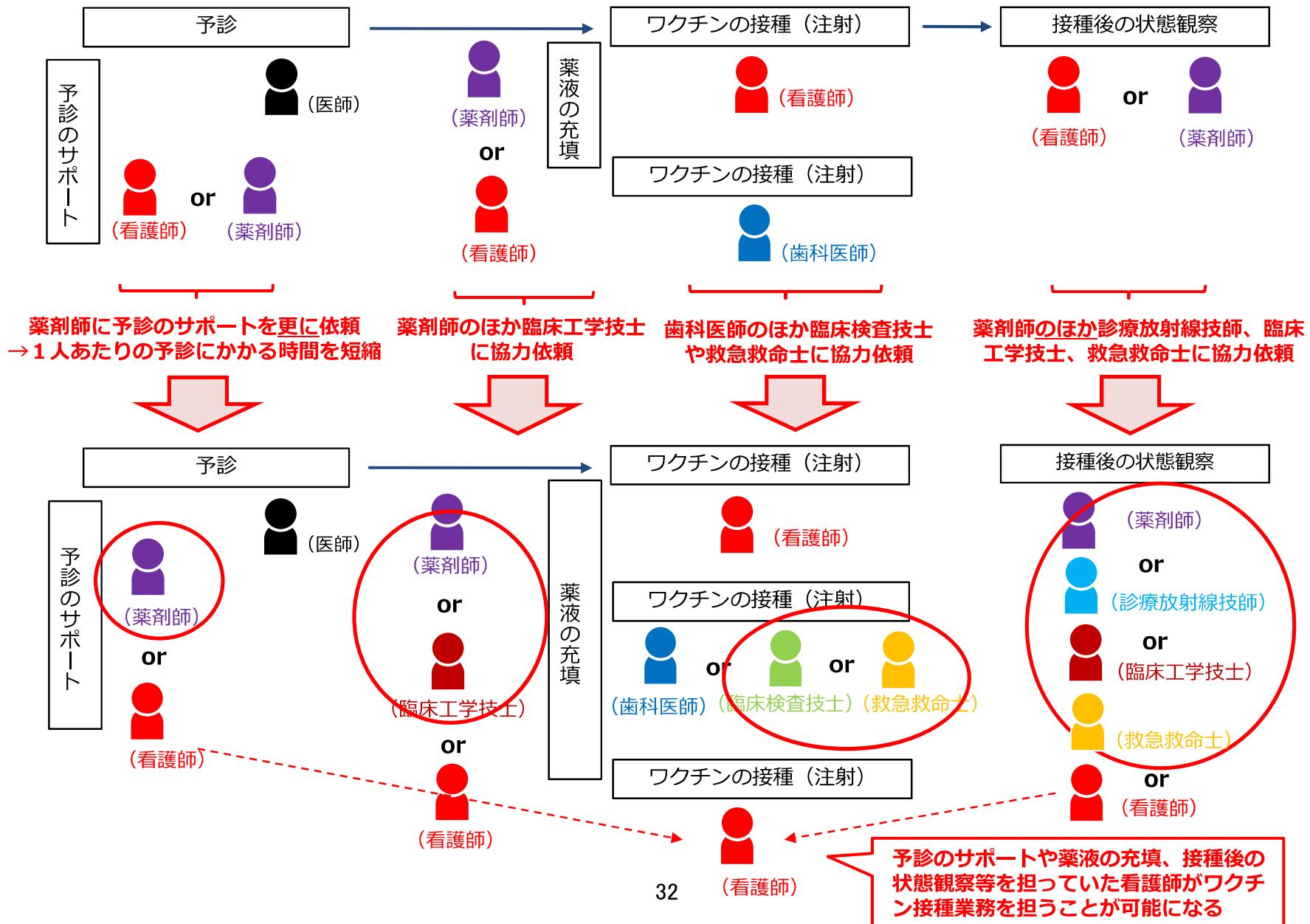
④ 法益侵害の相対的軽微性

⇒ 集団接種のための特設会場という限定した場において、予診やアナフィラキシー等の症状が発生した場合の対応は医師が行うことを前提に、安全性を確保しながら、必要な研修を受けた臨床検査技師・救急救命士が患者の同意も得た上で筋肉内注射を行うものであり、法益侵害は相対的に軽微といえるのではないか。

⑤ 必要性・緊急性

⇒ コロナ対応により医療提供体制がひっ迫する地域もある中で、地域によっては、接種を行う看護師等を確保することが困難となる場合も想定され、そのような場合には臨床検査技師・救急救命士がワクチン接種を行う必要性はあるといえるのではないか。また、接種が進まないことにより、感染による重症化等を防止できないリスクを考慮すれば、臨床検査技師・救急救命士がワクチン接種を行う緊急性もあるといえるのではないか。

各医療関係職種の効果的・効率的な役割分担のイメージ



參考資料

○医師法（昭和23年法律第201号）

第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

○歯科医師法（昭和23年法律第202号）

第17条 歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない。

○保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）

第5条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第6条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行うことを業とする者をいう。

第31条 看護師でない者は、第5条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

2 保健師及び助産師は、前項の規定にかかわらず、第5条に規定する業を行うことができる。

第32条 准看護師でない者は、第6条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

○薬剤師法（昭和35年法律第146号）

第1条 薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

第19条 薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、医師若しくは歯科医師が次に掲げる場合において自己の処方せんにより自ら調剤するとき、又は獣医師が自己の処方せんにより自ら調剤するときは、この限りでない。

一・二 (略)

第25条の2 薬剤師は、調剤した薬剤の適正な使用のため、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。

2 薬剤師は、前項に定める場合のほか、調剤した薬剤の適正な使用のため必要があると認める場合には、患者の当該薬剤の使用の状況を継続的かつ的確に把握するとともに、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。

○診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）

第2条（略）

2 この法律で「診療放射線技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対し照射（撮影を含み、照射機器又は放射性同位元素（その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。）を体内に挿入して行うものを除く。以下同じ。）することを業とする者をいう。

第24条の2 診療放射線技師は、第2条第2項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として、磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であって政令で定めるものを用いた検査（医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。）次に掲げる行為を行うことを業とすることができる。

- 一 磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であって政令で定めるものを用いた検査（医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。）を行うこと。
- 二 第2条第2項に規定する業務又は前号に規定する検査に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの（医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）を行うこと。

○診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）

第17条 法第24条の2第一号の政令で定める装置は、次に掲げる装置とする。

- 一 磁気共鳴画像診断装置
- 二 超音波診断装置
- 三 眼底写真撮影装置（散瞳薬を投与した者の眼底を撮影するためのものを除く。）
- 四 核医学診断装置

○診療放射線技師法施行規則（昭和26年厚生省令第33号）

第15条の2 法第24条の2第二号の厚生労働省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為（静脈路確保のためのものを除く。）、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為
- 二 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為並びに当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為
- 三 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為及び当該カテーテルから空気を吸引する行為

○臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）

第2条 この法律で「臨床検査技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査人体から排出され、又は採取された検体の検査として厚生労働省令で定めるもの（以下「検体検査」という。）及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいう。

第20条の2 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として採血及び検体採取（医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）並びに第2条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とすることができる。

○臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）

第2条 この法律で「生命維持管理装置」とは、人の呼吸、循環又は代謝の機能の一部を代替し、又は補助することが目的とされている装置をいう。

2 この法律で「臨床工学技士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作（生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。以下同じ。）及び保守点検を行うことを業とする者をいう。

○臨床工学技士法施行令（昭和63年政令第21号）

第1条 臨床工学技士法（以下「法」という。）第2条第2項の政令で定める生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去は、次のとおりとする。

- 一 人工呼吸装置のマウスピース、鼻カニューレその他の先端部の身体への接続又は身体からの除去（気管への接続又は気管からの除去にあっては、あらかじめ接続用に形成された気管の部分への接続又は当該部分からの除去に限る。）
- 二 血液浄化装置の穿刺針その他の先端部のシャントへの接続又はシャントからの除去
- 三 生命維持管理装置の導出電極の皮膚への接続又は皮膚からの除去

○救急救命士法（平成3年法律第36号）

第2条 この法律で「救急救命処置」とは、その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者（以下この項及び第44条第2項において「重度傷病者」という。）が病院又は診療所に搬送されるまでの間に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいう。

2 この法律で「救急救命士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいう。

第43条 救急救命士は、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として救急救命処置を行うことを業とすることができます。

歯科医師によるワクチン接種の実施に係る違法性の阻却について

- 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、医業の範疇であり、医師法上、そのための注射を歯科医師が行うことはできないが、一方で、歯科医師は、筋肉内注射に関する基本的な教育を受けており、また、口腔外科や歯科麻酔の領域では実際に筋肉内注射を行うことがあることを踏まえれば、筋肉内注射という行為のみに着目すれば、歯科医師も技術的には一定の安全性を持って実施することが可能と考えられる。
- 違法性阻却の可否は個別具体的に判断されるものであるが、上記を前提に、違法性阻却の考え方を踏まえると、下記（1）～（3）の条件の下であれば、歯科医師によるワクチン接種のための注射について、違法性が阻却されると考えられる。

（1）新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、住民の生命・健康を守るために迅速にワクチン接種を進める必要がある中で、必要な医師・看護師等の確保ができないために、歯科医師の協力なしには特設会場での集団接種が実施できない状況であること。

※ 上記については、予防接種の実施主体である自治体の長が、看護師等の確保に取り組んだ上で、それでも必要な看護師等の確保が困難と判断し、地域医師会等の関係者とも合意の上で、地域歯科医師会に協力を要請する。

※ 歯科医師がワクチン接種を行うのは、集団接種のための特設会場に限る。（予診やアナフィラキシー等の症状が発生した場合の対応は、特設会場にいる医師が行う。）

（2）協力に応じる歯科医師が筋肉内注射の経験を有している又は新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修を受けていること

（3）歯科医師による接種について患者の同意を得ること

※違法性阻却の5条件との関係

① 目的の正当性

⇒ 集団接種のための特設会場において、必要な看護師等が確保できない場合に歯科医師がワクチン接種を行うのは、住民の生命・健康を守るために迅速にワクチン接種を進めるためであり、客観的な価値を担っているものといえるのではないか。

② 手段の相当性

⇒ 歯科医師は筋肉内注射に関する基本的な教育を受けており、また、口腔外科等の領域で実際に筋肉内注射を行うことがあることを踏まえれば、必要な研修を受けた歯科医師等が、医師の医学的管理の下で、患者の同意を得た上でワクチン接種を行うことは、手段として相当といえるのではないか。

③ 法益衡量

⇒ 歯科医師の協力により希望者に対してワクチン接種を迅速に進めることができるという利益と、④のとおり相対的に軽微と考えられる法益侵害と比較すると、利益の方が法益侵害よりも大きいといえるのではないか。

④ 法益侵害の相対的軽微性

⇒ 集団接種のための特設会場という限定した場において、予診やアナフィラキシー等の症状が発生した場合の対応は医師が行うことを前提に、安全性を確保しながら、必要な研修を受けた歯科医師等が患者の同意も得た上で筋肉内注射を行うものであり、法益侵害は相対的に軽微といえるのではないか。

⑤ 必要性・緊急性

⇒ コロナ対応により医療提供体制がひっ迫する地域もある中で、地域によっては、接種を行う看護師等を確保することが困難となる場合も想定され、そのような場合には歯科医師がワクチン接種を行う必要性はあるといえるのではないか。また、接種が進まないことにより、感染による重症化等を防止できないリスクを考慮すれば、歯科医師がワクチン接種を行う緊急性もあるといえるのではないか。

**新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための
各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等に関する検討会
開催要綱**

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）については、現在、各自治体において、ワクチン接種を更に迅速かつ円滑に進めることが求められている。

そのため、各医療関係職種について、普段実施している業務や専門性を踏まえ、ワクチン接種体制における各医療関係職種の効果的・効率的な役割分担の在り方等について検討を行う。

2. 検討事項

- (1) ワクチン接種体制における各医療関係職種の効果的・効率的な役割分担の在り方について
- (2) 医師や看護師等以外がワクチン接種のための注射を行う場合の違法性の阻却について

3. 構成員

構成員は、別紙のとおりとする。

4. 運営等

- (1) 本検討会は、医政局長及び健康局長が別紙の構成員の参考を求めて開催する。
- (2) 本検討会においては、必要に応じ、(1)の構成員以外の学識経験者及び医療関連の専門業務に精通した者等の出席を求めることができる。
- (3) 検討会は原則として公開するとともに、議事録を作成し、公表する。
- (4) 本検討会の庶務は、医政局医事課及び健康局健康課予防接種室が行う。
- (5) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し、必要な事項は、会議において定める。

(別紙)

氏名	所属・役職
安部 好弘	公益社団法人日本薬剤師会 副会長
磯部 哲	慶應義塾大学法務研究科 教授
井本 寛子	公益社団法人日本看護協会 常任理事
江端 清和	公益社団法人日本診療放射線技師会 理事
○岡部 信彦	川崎市健康安全研究所長
佐伯 仁志	中央大学大学院法務研究科 教授
釜范 敏	公益社団法人日本医師会 常任理事
坂元 昇	川崎市健康福祉局 医務監
田邊 晴山	一般財団法人救急振興財団 救急救命東京研修所 教授
中野 貴司	川崎医科大学小児科 教授
中谷 晴昭	千葉大学理事 副学長
羽鳥 裕	公益社団法人日本医師会 常任理事
本間 崇	公益社団法人日本臨床工学校会 理事長
柳川 忠廣	公益社団法人日本歯科医師会 副会長
横地 常広	一般社団法人日本臨床衛生検査技師会 代表理事 副会長
脇田 隆字	国立感染症研究所 所長

○:座長
敬称略・五十音順

2021 年 5 月 31 日
 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための
 各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等に関する検討会
 日本看護協会提出資料

ワクチン接種に係る看護職確保

- 令和 3 年 4 月 19 日、中央ナースセンターから e ナースセンター求職登録者・届出制度
 登録者 49,392 名に、ワクチン接種業務に関する就業依頼をメールで一斉送信
- 看護職がワクチン接種に関する知識・技術を習得し、安全に実施できるよう、
 47 都道府県看護協会に研修実施を 2021 年 4 月 13 日に要請



1) 看護職へのワクチン接種に係る研修実施状況

都道府県看護協会・ナースセンターでの研修実施状況(5 月 18 日現在)

	都道府県数	受講者数
研修実施	25	4,219 名
実施予定	11	

2) ワクチン接種業務に係る就業状況(2021 年 4 月 12 日から 5 月 23 日)

ワクチン接種業務求人数	2,616 名
潜在看護職のワクチン接種に係る就業者数	641 名

2021年5月31日

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための
各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等に関する検討会
日本看護協会提出資料

東京都看護協会での「安全なワクチン接種 実技講習会」プログラム

研修所要時間：計 1.5 時間（2021年5月に実施、潜在看護師対象）

項目	内容	所要時間
1 オリエンテーション	プログラム確認	25分
2 ワクチン接種の全体の流れについて	-接種の説明・問診での確認事項 -副反応の確認	
3 ワクチン接種における安全配慮	①安全配慮 ②接種会場での工夫・留意点(動画視聴) ③アナフィラキシー・血管迷走神経反射 ④血管迷走神経反射(動画視聴) ⑤誤接種対策 ⑥「予防接種基礎講座」についてのご案内	
4 有用なサイトの紹介	①今までの実技の認識との違い ②筋肉注射の実際(動画視聴) ③筋肉注射と皮下注射の違い ①日本プライマリ・ケア連合学会の動画の紹介 「新型コロナワクチン より安全な新しい筋注の方法 2021年3月版」 ②ファイザー社 新型コロナワクチン医療従事者専用 サイト「必要な物品」	
5 実習 ・筋肉注射 ・皮下注射	①バイアルから薬液を吸い上げる ②モデルに注射(研修生がモデルを装着) ③シリンジ・針を適切に破棄 * 被接種者への声かけ、清潔不潔の区別などに配慮して実習しましょう	60分
6 質疑応答 情報提供	研修生からの質問に応答 有用なサイト情報の紹介	5分
7 修了証授与	終了時に授与	